

◎公職選挙法の一部を改正する法律 新旧対照表

○公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（任意制ポスター掲示場） 第百四十四条の四（略）	（任意制ポスター掲示場） 第百四十四条の四（略）
（ポスター掲示場に掲示するポスターの記載） 第百四十四条の四の二 第百四十四条の二及び前条の掲示場に掲示する第百四十三条第一項第四号の三及び第五号のポスターには、その表面に、当該ポスターを使用する公職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければならない。	（新設）
2 公職の候補者は、その責任を自覚し、第百四十四条の二及び前条の掲示場に掲示する第百四十三条第一項第四号の三及び第五号のポスターには、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも当該掲示場に掲示される当該ポスターとしての品位を損なう内容を記載してはならない。	（ポスター掲示場の設置についての協力） 第百四十四条の五 第百四十四条の二及び前条の規定によりポスターの掲示場を設置する場合には、土地又は工作物の居住者、

作物の居住者、管理者又は所有者は、ポスターの掲示場の設置に関し、事情の許す限り協力しなければならない。

(政見放送における品位の保持)

第百五十条の二 (略)

管理者又は所有者は、ポスターの掲示場の設置に関し、事情の許す限り協力しなければならない。

(政見放送における品位の保持)

第百五十条の二 公職の候補者、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等及び参議院名簿届出政党等は、その責任を自覚し、前条第一項又は第三項に規定する放送(以下「政見放送」という。)をするに当たっては、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくも政見放送としての品位を損なう言動をしてはならない。

(掲載文の申請)

第百六十八条 (略)

2・3 (略)

4 前三項の掲載文については、第百四十四条の四の二第二項の規定を準用する。

(政見放送、選挙公報等の不法利用罪)

第二百三十五条の三 (略)

2 第百四十四条の二若しくは第百四十四条の四の掲示場に掲示し

(掲載文の申請)

第百六十八条 (略)

2・3 (略)

4 前三項の掲載文については、第百五十条の二の規定を準用する。

(政見放送又は選挙公報の不法利用罪)

第二百三十五条の三 (略)

2 政見放送又は選挙公報において特定の商品の広告その他営業に

た第四百十三条第一項第四号の三若しくは第五号のポスターその他の文書図画、政見放送又は選挙公報において特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をした者は、百万円以下の罰金に処する。

関する宣伝をした者は、百万円以下の罰金に処する。